

平成29年12月26日

金融庁職員各位

総括審議官 佐々木清隆

金融庁職員におけるつみたてNISA等の利用について

金融庁においては、家計の安定的な資産形成を促していくに当たり、自ら「職場つみたてNISA」を導入するなど、つみたてNISA等を活用した資産形成に率先して取り組むこととしております。

つみたてNISAについては、

- 投資対象の投資信託が、インサイダー取引規制の対象にならないなど、通常、金融商品取引法との関係が問題になることは考えられない
- あらかじめ決めた投資対象（投資信託）に、定時定額の積立方式によって機械的に投資するものであり、通常の資産形成の一環として適切に運用される限り、服務関係の法令・内規上、金融庁職員としての公正な職務遂行の観点から問題はない
- なお、つみたてNISAの利用について事前・事後の職場への報告は不要

です。

（注）上記は、同じく積立方式を前提とするiDeCo（個人型確定拠出年金）についても当てはまります。ただし、インサイダー取引規制の対象には、上場投資法人（J-REIT）に係る投資証券の取引が含まれます。

以上の取扱いは、従前と変わるものではありませんが、来年1月からの職場つみたてNISAの開始に先立って、改めて職員各位にお知らせすることとしたものです。

職員各位においては、職場つみたてNISAやiDeCoを適切に活用し、安定的な資産形成に取り組んでみてはいかがでしょうか。